

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 4 年 第4回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和6年4月25日（木）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時05分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎3階 301・302会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：17人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
	（ 欠席人数：2人 ）				
	8	石川 勝也	17	伊藤 弘子	
	事務局	（ 出席人数：5人 ）			
		農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明	
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 金子 昌行			
農地振興担当主査 渡部 大輔					
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 福井 聖士		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第4条（知事）：公開 日程3 農地法第5条（知事）：公開 日程4 農地法第5条事業計画変更申請：公開 日程5 租税特別措置法適格者証明：公開			

	日程 6 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明：公開
一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：
配 布 資 料	次第、総会資料
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	議席番号 委員氏名
	1 6 萩原 勝
	1 8 石塚 郁志
	1 川鍋 浩之

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２４年第４回総会を開会いたします。 在任委員１７名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長が欠席のため、私より報告させていただきます。 本日９時００分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として (１)「令和７年度県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と意見集約への協力依頼について (２) 農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について 以上２項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	本日の議題は、 日程１ 議案第１号、農地法第３条（委員会）、１議案３件 日程２ 議案第２号、農地法第４条（知事）、１議案１件 日程３ 議案第３号、農地法第５条（知事）、１議案５件 日程４ 議案第４号、農地法第５条事業計画変更申請、１議案１件 日程５ 議案第５号、租税特別措置法適格者証明、１議案５件 日程６ 議案第６号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について １議案１件 合計６議案となります。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号１６番萩原勝委員、１８番石塚郁志委員、１番川鍋浩之委員を指名いたします。
委員	議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。 次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。 次に、会議規則第１０条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただ

	きます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。
議長	それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 18 番から 20 番について、会議規則第 19 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 3 件ありましたので審議を求めます。 はじめに、申請番号 18 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。申請人は杉戸町で農業経営を行っていることから、杉戸町農業委員会に経営状況を確認したところ、農作業従事日数が申請人は 50 日、配偶者は 0 日となっております。また、昨年 8 月に実施した令和 5 年度農業経営及び農地利用状況に関する調査では、農作業従事日数が申請人 0 日、配偶者 0 日、子 50 日の報告があります。このことから、農地法第 3 条第 2 項第 4 号の「農作業常時従事の要件」に該当しないと考えます。 次に、申請番号 19 番、所有権移転。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号 20 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 （なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。次に、本案のうち申請番号 19 番、20 番については、農業委員会会議規則第 10 条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号 18 番の審議を行い、次に申請番号 19 番、20 番の審議を行います。

推進委員	はじめに申請番号１８番について、担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。 区域４の推進委員の上原です。申請番号１８番について報告いたします。令和６年４月１２日に伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、横井推進委員、金子推進委員、齋藤推進委員と私の８名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号１３番池上茂委員より申請番号１８番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１３番池上茂です。申請番号１８番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。しかし、事務局の報告にもありましたとおり、杉戸町農業委員会への経営状況確認結果、及び昨年８月に本市が実施した令和５年度農業経営及び農地利用状況に関する調査結果によると、申請人の経営体の農作業従事日数は５０日しかなく、本市が定めている農作業従事日数６０日以上という要件に該当しておりません。このようなことから、申請人に対し、今後の農業経営についてさらなる調査を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから事前審査委員４人の合議により継続審議と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号９番岡田實です。この申請案件についてですが、事務局及び事前審査委員の説明によれば、譲受人は農作業常時従事日数が６０日に足りてない、とのことですが、農地法第３条による農地取得の下限面積要件が撤廃されたとはいえ、他市町の農業委員の話を伺うと実際には農業経営を行っていない事例もあると伺っています。このような話を聞くと、事前審査委員の報告のとおり継続審議とし、引き続き譲受人の農業経営について調査を行うべきだと考えています。

議長	他に、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号１８番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第１号、農地法第３条（委員会）について申請番号１８番を事前審査委員の報告のとおり、継続審議と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。
議長	次に申請番号１９番、２０番の審議を行います。農業委員会会議規則第１０条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号４番、山崎勇喜委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩) (山崎委員退室)
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。次に、申請番号１９番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域１の推進委員の朝倉です。申請番号１９番について報告いたします。令和６年４月９日に飯島農業委員と私の２名で、申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、現地は綺麗に耕運されており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、申請番号２０番について担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域１の推進委員の遠藤です。申請番号２０番について報告いたします。令和６年４月９日に石塚農業委員、齋藤農業委員、濱野推進委員と私の４名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、現地は幾重にも耕運されており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ

	効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 13 番池上茂委員より申請番号 19 番、20 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 13 番池上茂です。申請番号 19 番、20 番について一括にて事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。以上のことから事前審査委員 4 人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 19 番、20 番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）申請番号 19 番、20 番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (山崎委員 入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、日程 2、議案第 2 号、農地法第 4 条（知事）を議題いたします。会議規則第 19 条第 3 項により、申請番号 2 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 2 頁をご覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条（知事）について許可申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。 申請番号 2 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は物置及び居宅への出入り用通路の追認です。昭和 45 年以前から利用している物置等の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図 7 頁、

	詳細図 8 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和 44 年 5 月 3 日国土地理院撮影の航空写真では、申請農地には物置及び通路が確認できます。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の問題ない旨の意見書が添付されています。資金計画については工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。
議長	次に、申請番号 2 番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域 2 の推進委員の小川です。申請番号 2 番について報告いたします。令和 6 年 4 月 10 日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の 4 名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、現地はきちんと耕運されており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 13 番池上茂委員より申請番号 2 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 13 番池上茂です。申請番号 2 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 2 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (質問、意見なし)

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号２番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第２号、農地法第４条（委員会）申請番号２番を許可相当、と決定しました。
議長	次に、日程３、議案第３号、農地法第５条（知事）を議題といたします。会議規則第１９条第３項により、申請番号１０番から１５番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書３頁をご覧ください。議案第３号、農地法第５条（知事）について許可申請が５件ありましたので、審議を求めます。 はじめに申請番号１０番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は９頁、詳細図は１０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。 次に、議案書４頁、申請番号１１番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、地盤が軟弱で水はけが悪いため、農地改良を行うとのことです。農地改良後は麦を作付ける計画です。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Ｃの方法で行うとのことです。案内図は１１頁、詳細図は１２頁から１４頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から９か月間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています（庄内領）。資金計画については自己資金として金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また申請面積が３０アール以上のため、

農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、議案書5頁、申請番号12番、所有権移転。申請者は建設業を営んでおり、転用計画は社員寮及びその駐車場の増設です。申請者の法人が雇用する社員の寮を提供していますが、社員が増加し、寮や社員用の駐車場が不足したため、今までの社員寮の隣地に非農地392㎡と併せて増設を計画したものです。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。赤線で囲まれたところが農地部分、黒の点線で囲まれたところが非農地部分で併せて1,313㎡の計画です。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理のほか、駐車場貯留分は新設する道路側溝に放流する計画です。生活排水については下水本管に区域外放流する計画です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号13番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として縁石を設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、地域農家代表の同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号14番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は建築業を営んでおり、転用計画は住宅の敷地拡張にかかる工事車両及び土砂運搬車両が通行するための通路の設置です。この案件は2024年第2回総会、農地法第5条申請番号6番で許可相当と意見を付した自家用車用駐車場増設のための工事用車両用の通路が必要となったため、転用申請したものです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。申請地には鉄板を敷き、工事用車両が通行できるようにすることです。転用期間は約1か月です。農用地からの除外については証明

	書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号11番について、担当地区の上原剛雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域4の推進委員の上原です。申請番号11番について報告いたします。令和6年4月12日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、横井推進委員、金子推進委員、齋藤推進委員と私の8名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、申請番号14番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域3推進委員の石井です。申請番号14番について報告いたします。令和6年4月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員と私の4名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、議席番号13番池上茂委員より、申請番号10番、11番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号13番池上茂です。はじめに申請番号10番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、申請地の一部に砂利が敷かれ、農地として適正な利用がされていませんでした。事務局が代理人に確認したところ「砂利が敷かれた経緯は不明だが、転用許可に支障が生じるようであれば、いずれ対応したい」とのことでした。申請書類について問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、申請地の今までの利用状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号11番について事前審査の報告をします。申請地及び申請

	人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号14番森本恒平委員より、申請番号12番から14番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号14番森本恒平です。はじめに申請番号12番、13番について一括にて事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号14番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号10番について、事前審査委員より許可相当とし、ただし条件を付す必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号10番、次に申請番号11番から14番を別々に審議することに異議ございませんか。 (異議なしの声有り)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号10番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号10番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。 次に、申請番号11番から14番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号11番から14番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。また、申請番号11番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人 埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。
議長	次に、日程4、議案第4号、農地法第5条事業計画変更申請を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号2番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地法第5条事業計画変更申請について申請が1件あったので、審議を求めます。議案書6頁をご覧ください。申請番号2番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。この案件は資材置場を設置するため、令和5年7月4日付で申請、令和5年10月24日付で許可となった農地の事業計画内容を変更するものです。計画変更の理由ですが、昨今の資材盗難等を懸念し、隣地との高さに差別化を図る必要があったから、とのこと。当初計画より地盤面を40センチ高くし、土留めの一部をコンクリートブロックに変更する計画です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。変更後の転用計画は資材置場の設置です。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロック土留めを設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関からの残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、議席番号14番森本恒平委員より、申請番号2番の事前審査の報告を求めます。

委員	議席番号 14 番森本恒平です。申請番号 2 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により承認する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 2 番を事前審査委員の報告のとおり承認することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号、農地法第 5 条、事業計画変更申請、申請番号 2 番を事前審査委員の報告のとおり承認することと決定しました。
議長	次に日程 5、議案第 5 号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項により、申請番号 5 番から 9 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 7 頁をご覧ください。議案第 5 号、租税特別措置法適格者証明について申請が 5 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに、申請番号 5 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 23 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 150 日です。 次に、申請番号 6 番と申請番号 7 番は申請番号 6 番の申請地のうち 1 筆を除き、2 分の 1 ずつの共有持ち分なので、併せて説明いたします。申請番号 6 番。詳細は議案書のとおり。次に申請番号 7 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 24 頁、25 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予

	の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請番号6番の申請者が経営主で年間従事日数は250日、7番の申請者は経営主の妻で年間従事日数は250日です。 次に、議案書8頁、申請番号8番、詳細は議案書のとおり。案内図は26頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は61日です。次に、議案書9頁、申請番号9番、詳細は議案書のとおり。案内図は27頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。
議長	次に、申請番号5番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域3推進委員の石井です。申請番号5番について報告いたします。令和6年4月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員と私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、申請番号6番、7番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域2の推進委員の小川です。申請番号6番、7番について報告いたします。令和6年4月10日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の4名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、現地は丁寧に耕運されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、申請番号8番、9番について担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域1推進委員の野村です。申請番号8番、9番について報告いたします。令和6年4月9日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、田口推進委員と私の5名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請番号8番の

	申請地は多くの野菜が作付されておりました。次に申請番号 9 番の申請地は田植えの準備が為されており、それぞれ農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 1 4 番森本恒平委員より、申請番号 5 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 1 4 番森本恒平です。申請番号 5 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明する、ことと決しました。
議長	次に、議席番号 1 5 番森住武雄委員より、申請番号 6 番から 9 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 1 5 番森住武雄です。申請番号 6 番から 9 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により証明する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 5 番から 9 番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 5 号、租税特別措置法適格者証明、申請番号 5 番から 9 番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に、日程 6、議案第 6 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局	議案書の１０頁をご覧ください。議案第６号、引き続き特定貸付を行っている旨の証明について証明願が１件あったので審議を求めます。この証明は農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、その適用を受ける農地のうち、市街化区域外に所在するものの全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業のための貸付を行っていることを証明するものです。 議案書１０頁、申請番号１番、詳細は以下記載のとおり。案内図は２８頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は特例農地に係る特定貸付けの継続申請です。申請理由は、相続税の納税猶予を受けた申請農地を引き続き貸付けを行っていることの証明願があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は６０日です。
議長	次に、申請番号１番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	区域２の推進委員の小川です。申請番号１番について報告いたします。令和６年４月１０日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の４名で申請地の現地調査等を実施したところ、現地は幾重にも耕運されており、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号１５番森住武雄委員より申請番号１番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１５番森住武雄です。申請番号１番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員４人の合議により証明する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号１番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明、申請番号 1 番について、証明書を発行することと決しました。
議長	次に、 日程 7 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 (届出) 日程 8 報告第 2 号、農地法第 4 条 (届出) 日程 9 報告第 3 号、農地法第 5 条 (届出) 日程 10 報告第 4 号、農地法第 6 条 (農地所有適格法人の報告) 日程 11 報告第 5 号、違反転用事案報告 につきましては、議案書の 11 頁から 25 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2024 年第 4 回総会を閉会いたします。 閉会 (午前 11 時 05 分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長

農業委員 1 6 番

農業委員 1 8 番

農業委員 1 番